## 第 10 号議案

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく業務規程の制定 及びその認可申請について

## 1. 再生可能エネルギー電気特措法に基づく業務規程の制定

本機関が2022年4月施行予定の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、再生可能エネルギー電気特措法という。)の規定によりFIT・FIP入札業務、納付金・交付金管理業務及び太陽光発電設備の廃棄等費用の積立管理業務を行うにあたり、同法上必要とされる入札業務規程、徴収等業務規程及び積立金管理業務規程を制定する。

## 2. 再生可能エネルギー電気特措法に基づく業務規程の認可申請

1. の規程案を議決頂いた後、再生可能エネルギー電気特措法第8条の2、第15条の 14及び第40条の規定に基づき、経済産業大臣に対し認可申請を行う。

以上

### 【添付資料】

別紙1:再エネ関連3規程概要

別紙2-1:入札業務規程案

別紙2-2:積立金管理業務規程案

別紙2-3:徵収等業務規程案

別紙3-1:入札業務規程認可申請書

別紙3-2:積立金管理業務規程認可申請書

別紙3-3:徵収等業務規程認可申請書

## 再生可能エネルギー電気特措法に基づく業務規程の制定について

各規程の概要は下記のとおりです。

記

# 1. 入札業務規程

・再生可能エネルギー電気特措法第8条の2の規定により、再生可能エネルギー発電設備 の入札を実施するにあたり、入札の条件、手続き、手数料及び保証金の取扱い等を定め た規程。

# 2. 積立金管理業務規程

・再生可能エネルギー電気特措法第15条の14の規定により、廃棄等費用積立制度にお ける積立金の算定及び取戻し方法等を定めた規程。

# 3. 徵収等業務規程

・再生可能エネルギー電気特措法第40条の規定により、供給促進交付金及び調整交付金 の算定及び交付方法並びに納付金の算定及び徴収方法等を定めた規程。

以上

#### 入札業務規程

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)
- 第3章 入札業務を行う事務所に関する事項(第6条)
- 第4章 入札業務の実施方法に関する事項(第7条一第13条)
- 第5章 手数料の収納の方法に関する事項(第14条―第15条)
- 第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項 (第16条—第23条)
- 第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項(第24条―第27条)
- 第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項(第28条-第29条)
- 第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項 (第30条―第31条)
- 第10章 その他入札業務に関し必要な事項(第32条) 附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第8条の2の規定に基づき、法第7条の規定により行う入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって入札業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ適切に入札業務を実施する。

(用語)

第3条 本規程において使用する用語は、法及び入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(平成30年経済産業省告示第53号。以下「入札実施指針」という。)において使用する用語の例による。

#### (情報処理システム)

- 第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び入札参加者その他の関係者の利便性の向上の 観点から、入札業務に用いる情報処理システムを具備する。
- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程又は入札実施指針が変更されたとき、入札参加者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は

機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。

- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する入札参加者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある 攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

## 第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項

(業務時間及び休日)

第5条 入札業務を行う時間は、業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。

## 第3章 入札業務を行う事務所に関する事項

(事務所の所在地)

第6条 入札業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

## 第4章 入札業務の実施方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画の受付)

第7条 本機関は、法第6条の規定により、入札参加希望者から同法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。)の提出を受け付ける。

## (入札参加資格の確認及び通知)

- 第8条 本機関は、受け付けた再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対して、入札に参加できる旨を電子メール又は書面で通知する。
- 2 本機関は、受け付けた再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対して、入札に参加することができない旨を電子メール又は書面で通知する。

#### (入札の実施)

- 第9条 本機関は、前条第1項の規定により入札実施指針に照らし適切なものであると本機関に認められた者(以下、「入札参加者」という。)を対象に入札を実施し、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格(その者が供給できる再生可能エネルギー電気の1kWh当たりの価格)について入札させる。
- 2 本機関は、入札された発電機の出力及び当機関に提供された第1次保証金の額が有効なものであることを確認する。

### (落札者の決定・通知)

第10条 本機関は、法第7条及び入札実施指針で定める方法により落札者を決定する。

2 本機関は、落札者を決定したときには、落札者に対して電子メール又は書面でその旨を通知する。

(公表)

第11条 本機関は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を本機関のウェブサイトに 公表する。

(落札者の決定の取消し)

- 第12条 本機関は、落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、入 札実施指針に規定する「落札者決定の取消し等」に該当する場合には、落札者の決定 を取り消す。
- 2 前項の取消しを行った場合には、当該落札に係る認定事業者に対し、電子メール又は書面でその旨を通知する。

(区分経理)

第13条 本機関は、電気事業法第28条の51第1項第5号の規定及び本機関の会計規程に基づき、入札業務に係る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。

## 第5章 手数料の収納の方法に関する事項

(基本方針)

第14条 本機関は、手数料の収納において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性 を確保するため、銀行の決済性預金とする。

(手数料の収納の方法)

- 第15条 本機関は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画の提出日の翌日から起算して1週間以内に手数料(法第7条第9項の規定に基づき政令で定められた額)を支払うよう請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
- 2 前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者の負担とする。

第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項

(基本方針)

第16条 本機関は、保証金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性 の確保に万全を期すものとする。

(第1次保証金の収納)

- 第17条 本機関は、入札参加者が入札を行う日の前日(当該日が休日(第5条第2項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直前の平日(土曜日を除く。)とする。)を期限として、第1次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
- 2 前項の振込みに要する費用は、入札参加者の負担とする。

- 3 入札参加者が第1次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第1項の規定にかかわらず、入札参加者が入札を行う日の3日(当該3日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間)前を期限として、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。
- 4 前項の郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 5 入札参加者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、入札参加者が保証期間を更新した保証書を提出したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により入札参加者へ当該更新前の保証書を返却する。
- 6 入札参加者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、入札参加者が第1次保証金に相当する額を提供したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により入札参加者へ当該保証書を返却する。
- 7 前2項の返却に要する費用は、入札参加者の負担とする。

### (第1次保証金の返還)

- 第18条 本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者(以下「保証金返還対象者」という。)に対して、入札結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還する。返還は、入札参加者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、第2次保証金に充当する。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。
- 3 本機関は、第1項に規定する保証金返還対象者に対して保証金を返還する際には、 事前に、銀行その他の金融機関口座に振り込む日付及び返還額を電子メール又は書面 で通知する。
- 4 入札参加者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、本機関は、第1項の規定にかかわらず、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により保証書を返却する。ただし、落札者が第1次保証金の提供に代えて提出した保証書は、当該落札者へ返却せず、第2次保証金の一部に係る保証書とみなす。
- 5 前項の返却に要する費用は、入札参加者の負担とする。

#### (第2次保証金の収納)

- 第19条 本機関は、第11条に規定する入札結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内(年末年始等の期間が含まれる場合においては、本機関が当該期間を考慮して別に定める日とし、落札者が繰上げ落札者である場合においては、本機関が繰上げ落札者に係る入札結果を公表した日を考慮して別に定める日とする。)を期限として、落札者に第2次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
- 2 前項の振込みに要する費用は、落札者の負担とする。
- 3 落札者が第2次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機 関は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに保証書及び添付書類を 郵送にて受け付ける。

- 4 前項の郵送に要する費用は、落札者の負担とする。
- 5 落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、落札者が保証期間を更新した保証書を提出したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により落札者へ当該更新前の保証書を返却するものとする。
- 6 落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、落札者が第 2次保証金に相当する額を提供したときは、本機関は、本機関が指定した書面による 返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送により落札者へ当該保証書 を返却するものとする。
- 7 前2項の返却に要する費用は、落札者の負担とする。

#### (第2次保証金の返還)

- 第20条 本機関は、落札者が落札に係る再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した場合においては、当該運転を開始した日の翌日から起算して3ヶ月以内に、第2次保証金を返還する。この返還は、落札者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。
- 3 本機関は、第1項に規定する者に対して保証金を返還する際には、事前に、銀行その他の金融機関口座に振り込む日付及び返還額を電子メール又は書面で通知する。
- 4 落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、本機関は、 第1項の規定にかかわらず、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から 2週間以内に、原則として郵送により落札者へ保証書を返却するものとする。
- 5 前項の返却に要する費用は、落札者の負担とする。

#### (第2次保証金の繰越し及び充当)

第21条 本機関は、入札実施指針に定めるところにより、落札者が落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得できない場合であって、当該落札者から当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る第2次保証金の繰越しの申請があったときは、1回に限り、当該第2次保証金を繰り越し、当該認定取得期限の経過後初めて実施される入札における第1次保証金及び第2次保証金に充当する。なお、当該落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書を当該入札の第1次保証金及び第2次保証金に係る保証書とみなす。

#### (保証金の没収)

- 第22条 本機関は、入札参加者又は落札者が、入札実施指針に規定する「保証金の没収に関する事項」に該当する場合には、同指針に定めるところにより、保証金を没収し、国庫に納付する。
- 2 本機関は、保証金を没収した場合には、同指針に定めるところにより、その旨及び 没収した額を当該入札参加者又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知すること とする。
- 3 入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出していた場合にあっては、本機関は、前2項の規定にかかわらず、入札実施指針に定めるところにより、入札参加者又は落札者に対して没収額に相当する額の支払いを電子メール又は書面で請求するとともに、保証者に対して保証債務の履行請求を行うこととし、収納した没収額に相当する額の保証金を国庫に納付する。この場合において、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から2週間以内に、原則として郵送に

より、当該没収額に相当する額を支払った入札参加者、落札者又は保証者へ保証書を返却するものとする。

- 4 前項の返却に要する費用は、入札参加者、落札者又は保証者の負担とする。
- 5 本機関は、落札者から落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、入札 実施指針に規定する不可抗力事由による第2次保証金の没収の免除の申請があった ときは、当該申請が入札実施指針に規定する要件に適合するか否かについて、現地調 査を含む必要な確認を行う。
- 6 本機関は、前項の確認の結果、当該申請が入札実施指針に規定する要件に適合する と認められる場合には、第1項又は第3項の規定にかかわらず、第2次保証金を返還 し、又は保証書を返却する。
- 7 第21条の規定は、前項の第2次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第1項中「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗力事由による第2次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した日」とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」とする。

#### (保証金の管理)

- 第23条 保証金の管理については、その安全性と管理の透明性を確保するため、銀 行の決済性預金とする。
- 2 保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあっては、本機関は、当該 保証書を金庫内に保管し、本機関の他の事業に係る現金、有価証券、その他重要書類 とは明確に区分して管理する。

## 第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項

(秘密保持義務)

第24条 本機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、入札業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(文書の保存における秘密の保持)

- 第25条 本機関は、入札業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。
- 2 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程に基づき、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

(情報の管理)

第26条 情報の管理については、業務規程第8条の規定による。

(業務委託先における秘密の保持)

第27条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。

第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項

(法令等の遵守)

- 第28条 本機関の職員は、業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。
- 2 本機関の理事長、理事、及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

(監査)

第29条 本機関は、入札業務が適正に行われていることについて、原則として毎年度 監査を行う。

## 第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

- 第30条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。
  - (1) 法第8条の4の帳簿
  - (2) その他入札業務を記録する書類
- 2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、入札業務の全部を廃止するまで、適切に 保存する。
- 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に 記録し、必要に応じて電子計算機その他の危機を用いて明確に紙面に表示することが できるようにして、これを行うことができる。

(災害等に備えた管理)

第31条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータ バックアップ等を行う。

## 第10章 その他入札業務に関し必要な事項

(実施細則)

- 第32条 本機関は、この規程に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることができる。
- 2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則 を変更したときも同様とする。

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 積立金管理業務規程

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)
- 第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項(第6条)
- 第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項
  - 第1節 FIP認定事業の積立金算定(第7条-第12条)
  - 第2節 FIT認定事業の積立金算定(第13条-第18条)
- 第5章 積立金管理業務の実施方法(取戻し)に関する事項(第19条-第23条)
- 第6章 積立金管理業務の実施方法(その他)に関する事項(第24条―第28条)
- 第7章 解体等積立金の運用の方法に関する事項(第29条―第32条)
- 第8章 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項(第33条―第36条)
- 第9章 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項(第37条一第38条)
- 第10章 積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項(第39条一第40条)
- 第11章 その他積立金管理業務に関し必要な事項(第41条) 附則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「法」という。)第15条の14の規定により、法第15条の13の規定により行う本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務(以下「積立金管理業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって積立金管理業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施 行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれ に基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ適切に積立金管理業務を 実施する。

(用語)

- 第3条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び本機関の業務規程において使用する用語の例による。
- 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
  - 一 「解体等」とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる 廃棄物の撤去その他の処理をいう。

- 二 「解体等積立金」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭をいう。
- 三 「FIP 認定事業」とは、法により認定事業者(法第9条第4項の認定(第10条 第1項の変更又は追加の認定を含む。)を受けた者をいう。以下同じ。)が市場取 引等により供給(売電)する際に、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助 額)を上乗せする制度(FIP制度)において、当該認定を受けた事業をいう。
- 四 「FIT 認定事業」とは、法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT 制度)において、当該認定を受けた事業をいう。なお、本規程においては、一時調 達契約に係る再生可能エネルギー発電事業を含む。
- 五 「外部積立て」とは、法第15条の6第2項及び第3項の規定により、認定事業 者が解体等積立金を本機関に積み立てることをいう。
- 六 「内部積立て」とは、法第15条の11の規定により、法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者が、当該事項に従って、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てることをいう。
- 七 「認定事業者等」とは、認定事業者又は認定事業者であった者若しくはその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。)をいう。
- 八 「自治体等」とは、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者をい う。

#### (情報処理システム)

- 第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び認定事業者その他の関係者の利便性の向上の 観点から、積立金管理業務に用いる情報処理システムを具備する。
- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程が変更されたとき、認定事業者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する認定事業者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある 攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

#### 第2章 積立金管理業務を行う時間及び休日に関する事項

#### (業務時間及び休日)

第5条 積立金管理業務を行う時間は、本機関の業務規程第11条第3項及び第4項の 規定による。

### 第3章 積立金管理業務を行う事務所に関する事項

#### (事務所の所在地)

第6条 積立金管理業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

## 第4章 積立金管理業務の実施方法に関する事項

### 第1節 FIP認定事業の積立金算定

(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得)

第7条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4条に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(FIP 認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の提出)

- 第8条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、法第15条の6第3項の規定により、外部積立てにあたって、施行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量その他積立金管理業務に必要な資料の提出を求める。
- 2 本機関は、解体等積立金の額を算定するため、1つの受電地点特定番号に複数の発 電設備が紐づく設備を保有する認定事業者に対し、供給電力量の実績に係る資料の提 出を求める。

(FIP 認定事業の解体等積立金の算定)

- 第9条 本機関は、前条の規定により一般送配電事業者又は認定事業者から提出を受けた資料に基づき、解体等積立金の額の算定を行う。ただし、法第15条の11の規定により内部積立てを行うFIP認定事業を除く。
- 2 前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、 これを行うものとする。

(FIP 認定事業の解体等積立金の額の決定)

- 第10条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者が積み立てるべき解体等積立金 の額を決定する。
- 2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告 する。

(供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除)

- 第11条 本機関は、法第15条の11の規定により内部積立てを行うFIP認定事業を除き、法第15条の8第1項の規定により、供給促進交付金の額から、解体等積立金の額(当該供給促進交付金の額を限度とする。)を控除する。
- 2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除した額は、法第15条の8第2項により、当該認定事業者が解体等積立金として本機関に積み立てたものとみなす。
- 3 本機関は、認定事業者ごとに解体等積立金の額及び供給促進交付金の額を算定した 結果、解体等積立金の額が供給促進交付金の額を上回った場合には、認定事業者に対 して不足額(解体等積立金が供給促進交付金の額を上回った額)を請求する。

(積立てられた解体等積立金の額等の通知)

第12条 本機関は、第9条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項を電子メール

又は情報処理システムにより通知する。

#### 第2節 FIT認定事業の積立金算定

(再生可能エネルギー発電の認定情報の取得)

第13条 本機関は、解体等積立金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条第4項に基づき経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(FIT 認定事業の解体等積立金の算定に係る資料の受付)

第14条 本機関は、法第15条の6第4項により、FIT電気買取事業者を経由して 認定事業者が外部積立てをするにあたって、解体等積立金の額を算定する目的で、施 行規則第13条の6第1項で定める期間ごとに、特定契約及び一時調達契約を締結し ているFIT電気買取事業者(平成24年経済産業省令第46号「電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第11条に規定す るみなし電気事業者を含む。以下同じ。)に対し、当該FIT電気買取事業者が特定 契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な 事項を通知することを求めるものとする。

(FIT 認定事業の解体等積立金の算定)

- 第15条 本機関は、前条の規定により提出を受けた各電気事業者からの資料に基づき、 解体等積立金の額の算定を行うものとする。
- 2 前項の解体等積立金の額の算定は、法第15条の7第1項に規定する方法により、 これを行うものとする。

(FIT 認定事業の解体等積立金の額の決定)

第16条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者の解体等積立金の額を決定する。 2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の解体等積立金の額を経済産業大臣に報告 する。

(調整交付金の交付に係る解体等積立金の相殺)

- 第17条 本機関は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る調整交付金をFIT 電気買取事業者に対して交付するときは、法第15条の11により内部積立てを行うFIT 認定事業を除き、調整交付金の交付義務と、法第15条の6第4項及び施行規則第13条の5の規定により、FIT 電気買取事業者が本機関に対して支払うべき解体等積立金の支払義務とを、対等額(当該調整交付金の額を限度とする。)で相殺するものとする。
- 2 本機関は、認定事業者ごとの解体等積立金の額が調整交付金の額を上回った場合、 月ごとに不足額を計算し、当該認定事業者と特定契約と締結する FIT 電気買取事業者 から不足額を請求する。

(積み立てられた解体等積立金の額等の開示)

第18条 本機関は、第15条第1項の決定及び前条の処理を行った場合は、各認定事業者に対し、本機関に積み立てられた解体等積立金の額その他必要な事項について積立金管理業務を行う情報処理システムにより開示する。

#### 第5章 積立金管理業務の実施方法(取戻し)に関する事項

(認定事業者等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定)

- 第19条 本機関は、法第15条の9及び施行規則第13条の7の規定により、認定事業者等が本機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。
- 2 本機関は、認定事業者等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、 施行規則様式第7の2の申請書及び必要書類の提出を求める。また、申請書及び必要 書類の提出は、本機関の提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにて受け付 けるものとする。

(自治体等からの取戻し申請に対する審査及び解体等積立金の取戻し額の決定)

- 第20条 本機関は、自治体等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、法第15条の10及び施行規則第13条の7により、当該措置に要した費用に充てることを目的として、その費用の額の範囲内で、本機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すための申請を受け付けた場合には、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の取戻し額を決定する。
- 2 本機関は、自治体等による解体等積立金の全部又は一部の取戻し申請に際して、施 行規則様式第7の3の申請書及び必要書類の提出を求めるものとする。また、自治体 等からの取戻し申請については、認定発電設備に係る認定事業者等及び本機関にあら かじめ通知することを取戻しの条件とする。

(審査結果及び解体等積立金の取戻し額の通知)

第21条 本機関は、第19条及び前条の規定による審査結果及び決定した取戻し額を 認定事業者等又は自治体等に対し電子メール又は積立金管理業務を行う情報処理シ ステムにより通知する。

(解体等積立金の取戻し方法)

- 第22条 本機関は、認定事業者等又は自治体等の指定する銀行その他の金融機関口座 への振込みにより解体等積立金の取戻しに対応する。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

(適切な解体等が行われたことの確認)

- 第23条 本機関は、適切な解体等が実施されたことの確認及び適正な積立金の残高管理のため、認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てるとして解体等積立金を取り戻した場合であって、かつ、取戻しの申請時において解体等の実施が未了であったときには、解体等の実施が完了したことが確認できる資料について情報処理システム上で受け付ける。
- 2 本機関は、解体等の実施が完了し解体事業者への支払が完了した時点で、速やかに 情報処理システムで工事完了登録を行うことを求めるものとし、工事完了予定日 を過ぎても工事完了登録されていない場合は、その旨を経済産業大臣に報告する。

第6章 積立金管理業務の実施方法(その他)に関する事項

(積立金残高確認書の発行)

第24条 本機関は、認定事業者からの求めにより、各認定事業者の解体等積立金の累計残高及び再生可能エネルギー発電設備ごとの解体等積立金の残高が記載された積立金残高確認書を発行する。

(内部積立てから外部積立てへの変更に伴う本機関の対応)

- 第25条 本機関は、内部積立ての認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が内部積立ての基準を満たさなくなり、施行規則第6条の2第6項の規定により、その積立方法について内部積立てから外部積立てへの変更認定がされた場合には、当該時点で外部積立てすべき額を含む必要な事項を経済産業省から受領し、当該認定事業者に対して外部積立てをすべき解体等積立金相当額の本機関への納付を求めるものとする。
- 2 本機関は、前項の外部積立てをすべき解体等積立金相当額について、認定事業者から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより納付を受け付ける。
- 3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者の負担とする。

(取戻し積立金差額の積立て)

- 第26条 本機関は、「廃棄等費用積立ガイドライン」により、解体等積立金の取戻し を行った認定事業者等が、実際に解体した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定 していた太陽光パネルの量より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当 該認定事業者等に対し、本機関に本来の取戻し可能額と実際の取戻し額の差額を納付 することにより、その差額を積み立てることを求める。
- 2 本機関は、前項の取戻し額の差額について、認定事業者等から、本機関が指定する 銀行口座への振込みにより前項の差額の納付を受け付ける。
- 3 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等の負担とする。

(解体等積立金の追加取戻し額の決定)

- 第27条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等において、、実際に解体等を実施した太陽光パネルの量が積立金取戻し時に予定していた太陽光パネルの量より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に積み立てた解体等積立金を追加的に取り戻すための申請をすることができるものとし、本機関は、申請内容の審査を実施し、解体等積立金の追加取戻し額を決定する。
- 2 本機関は、認定事業者による前項の解体等積立金の追加取戻し申請に際して、施行規則第13条の7様式第7の2による申請書の提出を求める。

(解体等積立金の納付の遅延に伴う督促等)

- 第28条 本機関は、解体等積立金の不足額を認定事業者に対して請求する場合において、認定事業者が納付期限までに解体等積立金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、納付を督促する等必要な措置を講じる。
- 2 本機関は、認定事業者が前項の督促状に示す期限までに解体等積立金を納付しない 場合、経済産業省大臣に対して当該認定事業者を報告する。

第7章 解体等積立金の運用の方法に関する事項

(基本方針)

第29条 本機関は、解体等積立金の運用において、法の目的に則り、安全性と管理の 透明性の確保に万全を期すものとする。

(区分経理)

第30条 本機関は、電気事業法第28条の51第1項第3号の規定及び本機関の会計 規程により、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを 明確に区別して管理する。

(解体等積立金の運用)

- 第31条 本機関は、法第15条の15及び余裕金運用業務の細則に関する規程の第5条に規定する方法により、解体等積立金を運用することができる。
- 2 前項に規定する方法による運用収入は、積立金管理業務費用に充てるものとし、他 の費用に流用しない。

(残高の報告)

第32条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、解体等積立金の積立残高を経済産業大臣に報告する。

### 第8章 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

(秘密保持義務)

第33条 本機関の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、積立金管理業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(文書の保存における秘密の保持)

- 第34条 本機関は、積立金管理業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。
- 3 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程により、文書の保存の適切な 実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

(情報の管理)

第35条 情報管理については、本機関の業務規程第8条の規定による。

(業務委託先における秘密の保持)

第36条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、本機関の情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。

第9章 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項

(法令等の遵守)

- 第37条 本機関の職員は、本機関の業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1 条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的 な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職 場秩序の維持に努める。
- 2 本機関の理事長、理事、及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと して位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

(監査)

第38条 本機関は、積立金管理業務が適正に行われていることについて検査するため、 監査を原則として毎年度実施する。

第10章 積立金管理業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

- 第39条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。
  - (1) 法第15条の16の帳簿
  - (2) その他積立金管理業務を記録する書類
- 2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。
- 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に 記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することが できるようにして、これを行うことができる。

(災害等に備えた管理)

第40条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータ バックアップ等を行う。

### 第11章 その他積立金管理業務に関し必要な事項

(実施細則)

- 第41条 本機関は、この規程に定めるもののほか、積立金管理業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
- 2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則 を変更したときも同様とする。

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 徴収等業務規程

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)
- 第3章 徴収等業務を行う事務所に関する事項(第6条)
- 第4章 納付金の徴収の方法に関する事項(第7条―第13条)
- 第5章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項(第14条―第19条)
- 第6章 調整交付金の交付の方法に関する事項(第20条―第254条)
- 第7章 系統設置交付金の交付の方法に関する事項(第26条―第31条)
- 第8章 納付金の管理の方法に関する事項(第32条―第38条)
- 第9章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項 (第39条— 第40条)
- 第10章 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項(第41条―第44条)
- 第11章 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項 (第45条-第46条)
- 第12章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項(第47条 第48条)
- 第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項(第49条) 附則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、法第31第1項及び第38条第1項の納付金の徴収並びに交付金の交付の業務(以下「徴収等業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施 行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれ に基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ適切に徴収等業務を実施 する。

(用語)

第3条 本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び本機 関の業務規程において使用する用語の例による。

(情報処理システム)

第4条 本機関は、効率的な業務遂行及び認定事業者その他の関係者の利便性の向上の 観点から、徴収等業務に用いる情報処理システムを具備する。

- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程が変更されたとき、認定事業者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する認定事業者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある 攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

## 第2章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項

(業務時間及び休日)

第5条 徴収等業務を行う時間は、業務規程第11条第3項及び第4項の規定による。

### 第3章 徴収等業務を行う事務所に関する事項

(事務所の所在地)

第6条 徴収等業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

#### 第4章 納付金の徴収の方法に関する事項

(納付金の額の算定に係る資料の提出)

- 第7条 本機関は、納付金の額を算定するため、施行規則第25条に規定する期間ごとに、小売電気事業者等(小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)に対し、当該各小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な資料の提出を求める。
- 2 本機関は、前項に定めによるもののほか、納付金の額を算定するため必要があると きは、法第33条第2項の定めるところにより小売電気事業者等に対し、必要な資料 の提出を求める。

(納付金の額の算定)

- 第8条 本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、施行規則第25条に規定する期間ごとに、納付金の額の算定を行うものとする。
- 2 前項の納付金の額の算定は、施行規則第26条に規定する方法により、これを行うものとする。

(納付金の額の決定)

- 第9条 本機関は、前条の算定により、各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を 決定する。
- 2 本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等の納付金の額を経済産業大臣に報告 する。

(納付金の額等の通知)

- 第10条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、 その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を書面又は電子メールで通知する。
- 2 前項の納付期限は、第7条に規定する小売電気事業者等が納付金の額の算定に係る 資料を提出すべき日が属する月の翌月末日とする。ただし、その翌月末日が徴収等業 務の休日である場合においては、その翌営業日とする。

(納付金の徴収の方法)

- 第11条 本機関は、小売電気事業者等から、本機関が指定する銀行口座への振込みにより納付金を徴収する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 2 前項の振込みに要する費用は、小売電気事業者等の負担とする。

(納付金の納付の督促)

- 第12条 本機関は、第10条の規定による通知を受けた小売電気事業者等が、その納付期限までに納付金を納付しないときは、法第34条第1項の規定により、督促状により期限を指定してその納付を督促する。
- 2 前項の指定する期限は、納付期限の日が属する月の翌月の10日とする。ただし、 第10条第2項ただし書の規定により、翌月末日が徴収等業務の休日であり翌営業日 が納付期限となる場合においては、当該納付期限の日が属する月の10日とする。
- 3 本機関は、第1項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、その督促に係る納付金の額に第1項の督促状により指定した納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。
- 4 前項の規定により徴収した延滞金は、これを納付金の一部として徴収するものとし、 徴収等業務以外の費用に流用しない。
- 5 本機関は、第1項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により 指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済 産業大臣に通知する。

(FIT 電気買取事業者に係る納付金の徴収)

- 第13条 本機関は法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合、同法第38条の定めるところにより、施行規則第34条の2に規定する期間ごとに、FIT電気買取事業者(業務規程180条の3第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達に係る費用を負担する一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。)から、その下回った額の納付金を徴収する。
- 2 第7条から第12条までの規定は、前項の規定による納付金について準用する。

第5章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)

第14条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業

省から法第9条に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出)

- 第15条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、施行規則第3条の2に規定する期間ごとに、一般送配電事業者に対し、供給電力量その他必要な資料提出を求める。
- 2 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、1つの受電地点特定番号に複数の 発電設備が紐づく設備を保有する認定事業者に対し、供給電力量の実績の提出を求め る。
- 3 本機関は、前項の定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第2条の5第2項の定めるところにより認定事業者に対し、必要な資料の提出を求める。

(供給促進交付金の額の算定)

- 第16条 本機関は、前条の規定により提出を受けた一般送配電事業者及び当該認定事業者からの資料に基づき、供給促進交付金の額の算定を行う。
- 2 前項の供給促進交付金の額の算定は、法第2条の4及び施行規則第3条の3に規定する方法により、これを行うものとする。

(供給促進交付金の額の決定)

- 第17条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者に交付すべき供給促進交付金の額を決定する。
- 2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。

(供給促進交付金の額等の通知)

第18条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、その者に対して交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を電子メール又は徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。

(供給促進交付金の交付の方法)

- 第19条 本機関は、各認定事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより供給促進交付金を交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

## 第6章 調整交付金の交付の方法に関する事項

(再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)

第20条 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

(調整交付金の額の算定に係る資料の提出)

- 第21条 本機関は、調整交付金の額を算定するため、施行規則第13条の3の2で定める期間ごとに、特定契約を締結しているFIT電気買取事業者(施行規則附則第11条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。)に対し、当該FIT電気買取事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。
- 2 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、法第15条の4第2項の定めるところにより FIT 電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。
- 3 本機関は、調整交付金の額を算定するために必要があるときは、一般送配電事業者、 小売電気事業者及び特定供給者に対し資料必要な資料の提出を求める。

## (調整交付金の額の算定)

- 第22条 本機関は、前条第1項の規定により提出を受けた各 FIT 電気買取事業者から の資料に基づき、調整交付金の額の算定を行うものとする。
- 2 前項の調整交付金の額の算定は、法第15条の3及び施行規則第13条の3の3に 規定する方法により、これを行うものとする。
- 3 本機関は、施行規則13条の3の3の規定により控除した同条第3号に掲げる額 (同条に規定する方法により算定して得た調整交付金の額が零を下回る場合にあっ ては、当該下回る額を同号に掲げる額から控除して得た額)を納付金の一部として徴 収する。

#### (調整交付金の額の決定)

- 第23条 本機関は、前条の算定により、各FIT電気買取事業者に交付すべき調整交付金の額を決定する。
- 2 本機関は、前項で決定した各 FIT 電気買取事業者の調整交付金の額を経済産業大臣 に報告する。

### (調整交付金の額等の通知)

第24条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各FIT 電気買取事業者に対し、 その者に対して交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メール により通知する。

#### (調整交付金の交付の方法)

- 第25条 本機関は、調整交付金を各FIT電気買取事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
- 2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

第7章 系統設置交付金の交付の方法に関する事項

## (系統設置交付金の額の算定に係る費用)

第26条 本機関は、系統設置交付金の額を算定するため、施行規則第20条で定める期間ごとに、一般送配電事業者又は送電事業者から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額の届出を受ける。

- 2 前項の届出を受ける際は、施行規則第21条に規定する様式による。
- 3 本機関は、第1項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。

### (系統設置交付金の額の算定)

第27条 本機関は、前条第1項の規定により届出を受けた費用の額を基に、系統設置交付金の額の算定を行う。

2 前項の系統設置交付金の額の算定は、法第29条第1項に規定する方法により行う。

## (系統設置交付金の額の決定)

第28条 本機関は、前条の算定により、一般送配電事業者又は送電事業者に交付する系統設置交付金の額を決定する。

### (系統設置交付金の額等の通知)

第29条 本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った一般送配電事業者又は 送電事業者に対し、その者に対して交付すべき系統設置交付金の額その他必要な事項を 書面又は電子メールにより通知する。

### (系統設置交付金の交付の方法)

第30条 本機関は、系統設置交付金を、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。

2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。

### (系統設置交付金の交付期間)

第31条 系統設置交付金の交付期間は、施行規則第23条の規定による。

## 第8章 納付金の管理の方法に関する事項

## (基本方針)

第32条 本機関は、納付金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性 の確保に万全を期すものとする。

### (区分経理)

第33条 本機関は、電気事業法第28条の51第1項第2号の規定及び本機関の会計 規程に基づき、徴収等業務に係る経理と徴収等業務以外の業務に係る経費とを明確に区 別して管理する。 (納付金の運用)

- 第34条 本機関は、法第41条に基づき、納付金を運用することができる。
- 2 本機関は、納付金の運用により生じた収入は、これを納付金に充てるものとし、他の費用に流用しない。

### (事務費の支出)

第35条 本機関は、納付金の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。

(供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付財源が不足する際の対応) 第36条 本機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。

- 2 本機関は、前項の経済産業大臣からの指示に従って、不足財源について金融機関から資金調達を行う場合には、資金調達先となる金融機関を公正・公平な競争性のある方法を用いて選定することにより、金利その他の資金調達に係る費用の縮減に努めるものとする。
- 3 本機関は、前項の資金調達について、資金調達が不調となる場合には、速やかに 経済産業大臣にその事実を報告し、新たな指示を受けるものとする。
- 4 第2項の資金調達に係る債務(金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。)の返済は、法第32条第2項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金をもって充てるものとする。

#### (非化石証書の発行及び販売)

- 第37条 本機関は、非化石電源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源を利用する電源をいう。)のうち、法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電された再生可能エネルギー電気の量(法第15条の4第1項の規定により決定した調整交付金の額の基礎となる電気の量に限る。)を認定し、当該認定した非化石電源に係る電気に相当するものの量を一般社団法人日本卸電力取引所に書面又は電子メールで通知することによって、非化石証書(法第2条第4項に規定する再生可能エネルギー源に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書をいう。)を発行する。
- 2 本機関は、前項の規定により発行した証書を、一般社団法人日本卸電力取引所にて 開設される非化石価値取引市場を通じて非化石価値取引会員に販売することができ る。
- 3 前項の販売に伴う本機関の収入は、これを徴収等業務に充てるものとし、徴収等業 務以外の費用に流用しない。

#### (残高の報告)

第38条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、納付金の残高を経済産業大臣 に報告する。

第9章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項

(基本方針)

第39条 本機関は、法第2条の6及び法第15条の5の規定により供給促進交付金及 び調整交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てることを目的とした政 府が講ずる予算上の措置に係る資金(以下「予算措置資金」という。)の管理におい て、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(管理方法)

第40条 予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、法及びその他の法令の定めによるほか、予算措置資金にかかる要綱等の定めるところによる。

## 第9章 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項

(秘密保持義務)

第41条 本機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、徴収等業務に関して 知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(文書の保存における秘密の保持)

- 第42条 本機関は、徴収等業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や 電子媒体等について、適切に保存する。
- 2 文書管理規程第5条に規定する文書管理者は、同規程に基づき、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

(情報の管理)

第43条 情報管理については、業務規程第8条の規定による。

(業務委託先における秘密の保持)

第44条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、情報管理規程第37条、第38条及び第39条の規定により必要な対策を講じる。

## 第11章 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項

(法令等の遵守)

- 第45条 本機関の職員は、業務規程の別紙2-1で定める職員行動規範第1条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。
- 2 本機関の理事長、理事、及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと して位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

(監查)

第46条 本機関は、徴収等業務が適正に行われていることについて検査するため、監査を原則として毎年度実施する。

## 第12章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

(帳簿及び書類の保存)

- 第47条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。
  - (1) 法第42条の帳簿
  - (2) その他徴収等業務を記録する書類
- 2 前項第1号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。
- 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に 記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することが できるようにして、これを行うことができる。

(災害等に備えた管理)

第48条 本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータ バックアップ等を行う。

### 第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項

(実施細則)

- 第49条 本機関は、この規程に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
- 2 本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則 を変更したときも同様とする。

附 則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2

## 入札業務規程認可申請書

令和4年 4月 1日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒135-0061)

東京都江東区豊洲 6-2-15

(ふりがな) でんりょくこういきてきうんえいすいしんきかん

名 称 電力広域的運営推進機関

(法人番号:6010005023758)

(ふりがな) おおやま つとむ

代表者 氏 名 大山 力

電話番号 (03) 6832-6431

入札業務規程について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第8条の2第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

# <備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7の6 (第13条の9関係)

## 積立金管理業務規程認可申請書

令和4年 4月 1日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒135-0061)

東京都江東区豊洲 6-2-15

(ふりがな) でんりょくこういきてきうんえいすいしんきかん

名 称 電力広域的運営推進機関

(法人番号:6010005023758)

(ふりがな) おおやま つとむ

代表者 氏 名 大山 力

電話番号 (03) 6832-6431

積立金管理業務規程について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の14第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

## <備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14の2 (第34条の3関係)

## 徵収等業務規程認可申請書

令和4年 4月 1日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒135-0061)

東京都江東区豊洲 6-2-15

(ふりがな) でんりょくこういきてきうんえいすいしんきかん

名 称 電力広域的運営推進機関

(法人番号:6010005023758)

(ふりがな) おおやま つとむ

代表者 氏 名 大山 力

電話番号 (03) 6832-6431

納付金徴収等業務規程について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の 促進に関する特別措置法第40条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

## <備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。